

# 岐阜県公報

号外(二) 平成二十八年 十月十九日

## 目次

### 規 則

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則	(地域スポーツ課)	一
岐阜県長川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一四

## 規 則

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十四号

### 岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則

#### (総則)

第一条 この規則は、岐阜県スポーツ科学センター条例(平成二十八年岐阜県条例第四十八号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

#### (使用許可の申請等)

第二条 条例第三条第一項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)又は条例第六条第一項の規定による特別の設備の許可(以下「特別設備許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申込書(別記第一号様式)二通を知事(条例第十一条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者)同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。以下この条から第四条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。ただし、トレーニング室、低酸素ルーム又は浴室を利用する場合は、当該利用に係る利用料金の納入をもって利用申込書の提出があつたものとみなす。

2 前項の利用申込書は、使用しようとする日(引き続き二日以上使用する場合は、その最初の日。以下「使用日」という。)の六月前から提出することができる。ただし、岐阜県スポーツ科学センター(以下「センター」という。)を知事が指定する合宿及び研修で使用する場合その他知事が必要と認める場合は、使用日の一年前から利用申

込書を提出することができる。

(利用承認通知書等)

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第二号様式）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第三号様式）を押印したものを交付することをもって利用承認通知書の交付に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項ただし書に規定する場合にあっては、利用券（別記第四号様式）の交付をもって利用承認通知書の交付に代えることができる。

3 第一項の利用承認通知書（同項ただし書又は前項の規定により利用承認通知書の交付に代えることとされるものを含む。）は、センターを利用する際提示しなければならない。

4 知事は、条例第四条の規定により使用を許可しなかつたとき、又は条例第五条の規定により使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたときは、利用不承認（取消・停止）通知書（別記第五号様式）を申請者に交付するものとする。（使用許可の変更申請等）

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第六号様式）二通を知事に提出しなければならない。

2 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による利用承認変更申込書の提出があつた場合について準用する。

(附属施設設備等)

第五条 条例別表第二の附属施設設備等及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の承認)

第六条 指定管理者は、条例第七条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するとき、利用料金承認申請書（別記第七号様式）を提出しなければならない。

(利用料金の納入)

第七条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書（別記第八号様式）の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、その後に納入することができる。

2 前項の規定にかかわらず、トレーニング室、低酸素ルーム又は浴室を利用する場合

の利用料金は、利用の時までに全額納入するものとする。

(利用料金後納の取扱い)

第八条 指定管理者は、利用料金の納入が確定であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第九号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(利用料金の返還又は減免)

第九条 指定管理者は、条例第八条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還するものとする。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなくなつたとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書（別記第十号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 条例第八条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第十一号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第十一号様式）により申請者に通知するものとする。

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

第十条 条例第十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

二 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直

近五事業年度の財務諸表

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(指定管理者の届出)

第十一条 条例第十一条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

(準用)

第十二条 第七条から第九条までの規定は、条例第十二条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(条例第七条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時にセンターの管理を行う場合について準用する。この場合において、第七条から第九条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第六条、第十条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。  
別表(第五条関係)

区 分	金 額 (円)
浴室(宿泊室の利用者が利用する場合を除く。)	一人一回につき五〇〇

別記

第1号様式 (第2条関係)

利 用 申 込 書		年 月 日
岐阜県知事 様		
申込者 住所		
氏名		
(申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名		
担当者名 <small>ふりがな</small> 電話 ( )		
次のとおり施設の利用を申し込みます。		
利 用 の 目 的		
施 設 の 名 称 及 び 数 量		
利 用 日 時		
利 用 人 数	大学生 人 大学生未満 人	一般 人
使 用 料 の 額	施 設 使 用 料	円
	附 属 施 設 設 備 等 使 用 料	円
	合 計	円
特 別 設 備 の 内 容		
備 考		

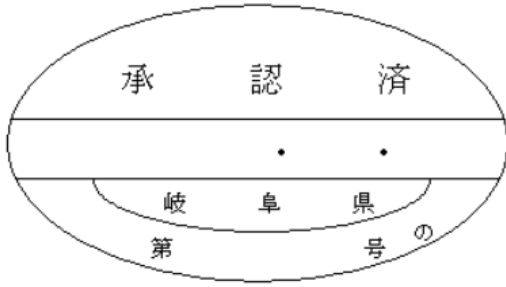
注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県スポーツ科学センター指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第2号様式 (第3条関係)

利 用 承 認 通 知 書	
申 込 者 様	第 号 年 月 日
岐阜県知事	
次のとおり利用を承認するので通知します。	
利 用 の 目 的	
施 設 の 名 称 及 び 数 量	
利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 ～ 年 月 日 ( ) 時
利 用 人 数	大学生 人 大学生未満 人 一般 人
使 用 料 の 額	施 設 使 用 料 円
	附 属 施 設 設 備 等 使 用 料 円
	合 計 円
特 別 設 備 の 内 容	
利 用 上 の 注 意	
備 考	

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県スポーツ科学センター指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

## 第3号様式 (第3条関係)



注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県」とあるのは「岐阜県スポーツ科学センター指定管理者」とする。

## 第4号様式 (第3条関係)

使用料納入済証	利 用 券
名称	名称
使用料 円	使用料 円
岐阜県知事 印	

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県スポーツ科学センター指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。この場合において、用紙の寸法と表面の図柄は、岐阜県スポーツ科学センター条例第3条第1項に規定する指定管理者が定める。

第5号様式 (第3条関係)

利用不承認 (取消・停止) 通知書

第 号  
年 月 日

申 込 者 様

岐阜県知事

年 月 日付けで申込みのあった (承認をした) 施設の利用は、次により承認することができません (利用承認を取り消した・停止を命じます) ので、通知します。

承認の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
承認しない 取消しの理由 停止の	

備考

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県スポーツ科学センター指定管理者」とし、備考については下記のとおりとする。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として (訴訟において指定管理者を代表する者は となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第6号様式 (第4条関係)

<p>利用承認変更申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: center;">           申込者 住所            氏名            (申込者が団体の場合) 団体名及び代表者名            担当者名 <span style="margin-left: 100px;">電話 (                      )</span> </p> <p>年 月 日付け 第                      号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みをします。</p>		
変更する事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
その他		

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜県スポーツ科学センター指定管理者」とする。



第7号様式 (第6条関係)

利用料金承認申請書	
岐阜県知事 様	
年 月 日	
申請団体住所	
申請団体名	
代 表 者	
印	
次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。	
施 設 の 名 称	
区 分	
利 用 料 金 の 額	
利用料金設定の理由	
備 考	

注 必要があれば、区分等について一覧表を作成し、添付すること。

第8号様式 (第7条関係)

<p>利用料金延納申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岐阜県スポーツ科学センター指定管理者 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 (申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名 担当者名 電話 ( )</p> <p>次のとおり利用料金の延納を申請します。</p>	
利 用 の 目 的	
施 設 の 名 称 及 び 数 量	
利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 ~ 年 月 日 ( ) 時
利 用 人 数	大学生 人 大学生未満 人 一般 人
利 用 料 金 の 額	施設利用料金 円 附属施設設備等利用料金 円 合 計 円
申 請 の 理 由	
納 入 予 定 日	年 月 日
備 考	

注 知事がセンターの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜県スポーツ科学センター指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第 9 号様式 (第 8 条関係)

利用料金後納申請書

年 月 日

岐阜県スポーツ科学センター指定管理者 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名 印

次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。

団体及び個人 (全て記入)	区 分	1 団体 2 個人		
	ふりがな			
	団体名			
	ふりがな			
	氏名 (団体の場合は代表者名)			
	電話番号(団体・自宅)		内線	
	F A X 番 号		携帯電話番号(団体・個人)	
	住 所 (団体・自宅)		メールアドレス	
個人	生 年 月 日	年 月 日		
	性 別	1 男 2 女		
団体	ふりがな			
	担 当 者 名		メールアドレス	
	電 話 番 号		内線	

申請者が18歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。申請の際保護者の方が自署し、及び押印してください。

保護者同意欄	ふりがな		保護者印
	氏 名		

期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-----	-----------------

注 知事がセンターの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜県スポーツ科学センター指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。



第 1 1 号様式 (第 9 条関係)

利用料金減免申請 (承認) 書		
		年 月 日
岐阜県スポーツ科学センター指定管理者 様		
申請者 住所		
氏名		
(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名		
<small>ふりがな</small> 担当者名		電話 (                      )
次のとおり利用料金の減免を申請します。		
利 用 の 目 的		
施 設 の 名 称 及 び 数 量		
利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 ～ 年 月 日 ( ) 時	
利 用 人 数	大学生                      人 大学生未満                      人	一般                      人
利 用 料 金 の 額	施 設 利 用 料 金	円
	附 属 施 設 設 備 等 利 用 料 金	円
	合 計	円
減 免 を 受 け よ う と す る 額	施 設 利 用 料 金	円
	附 属 施 設 設 備 等 利 用 料 金	円
	合 計	円
納 入 す る 利 用 料 金 の 額	施 設 利 用 料 金	円
	附 属 施 設 設 備 等 利 用 料 金	円
	合 計	円
申 請 の 理 由		
備 考		

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜県スポーツ科学センター指定管理者

注 知事がセンターの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜県スポーツ科学センター指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十五号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則（平成五年岐阜県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「する者」の下に「（以下「申請者」という。）」を加え、同条第二項中「使用許可の申請は」を「利用申込書は」に、「使用許可の申請をする」を「利用申込書を提出する」に改め、同条第三項を削る。

第三条第一項中「押印する」を「押印したものを交付する」に、「利用承認通知書に」を「利用承認通知書の交付に」に改め、同条第二項中「取り消した」を「取り消し、若しくは使用の停止を命じた」に、「利用不承認（取消）通知書」を「利用不承認（取消・停止）通知書」に改める。

第五条の見出し中「の利用料金」を削り、同条中「別表一の表の」を「別表の附属施設設備等及び」に、「額は、別表のとおり」を「額は別表のとおりとし、その利用時間は午前九時から午後九時まで」に改める。

第十六条中「別表一の表備考第四号」を「別表備考第四号」に改める。  
別記第三号様式中

「利用不承認（取消）通知書」を「利用不承認（取消・停止）通知書」に、「取り消した」を「取り消した・停止を命じます」に、「（取消しの）」を「（取消し・停止の）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条及び別記第三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十八年十月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社